みなと





一般社団法人三田労働基準協会報

CONTENTS

新年のご挨拶 ●2

(一社)三田労働基準協会 会長 松岡茂喜/三田労働基準監督 署長 雨森哲生

労働行政ニュース ●3~10

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2023」表彰式開催/安全衛生教育促進運動/令和5年度 安全衛生教育促進運動実施要領(抜粋)/2024年4月から労働条件明示のルールが変わります/令和4年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況/「特別労働相談受付日」の相談結果/令和4年 東京都内の労働基準監督署における定期監督等の実施結果

厚生労働省/東京労働局/三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 11~12

年収の壁対策として労働者1人につき最大50万円助成します!

協会だより ● 13~16

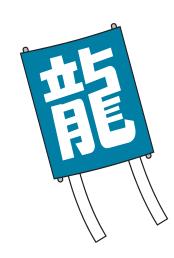
令和5年度 港地区健康と安全推進大会/港区中小企業優良従業員表彰式が行われました/講習会等のご案内/労働安全衛生法に基づく各種免許試験(学科)案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。 会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



新年のご挨拶



2024年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。 会員の皆様ならびに関係者各位におかれましては、 旧年中、当協会の業務運営につきまして、格別のご 理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、ロシアとウクライナ、イスラエルとハマスなど紛争地域が拡大し、異常気象により大きな被害が世界中で起きるなどにより経済が混乱し物価高騰が収まらない中で、約3年半の間、我々の生活、社会・経済情勢に大きな犠牲を強いてきた新型コロナウィルス感染症の規制が昨年5月に緩和され、今では、日常生活に支障がないほどに回復してきており希望の光が見えてきました。

今年こそは、我々の心を晴れやかにしてくれるような明るい社会になることを期待します。

労働基準行政に目を向けますと、2019年から始まった働き方改革も、関連する法律のほとんどが施行され、今年の4月1日からは、建設事業、自動車運転の業務、医師など猶予されていた時間外労働の上限規制が適用され、裁量労働制の手続きの追加、労働条件明示のルールが変更されることになります。

また、このところ増加傾向にある労働災害を減少させるため、昨年4月から「企業・労働者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」、「高年齢労働者・外国人労働者の労働災害防止対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策」などを重点事項とする第14次労働災害防止計画に基づき、2027年度までの5年の間に、基本目標である死亡災害及び死傷災害の5%以上の減少に向け、労働災害防止対策、メンタルヘルス、健康確保対策を推進していくこととしております。

当協会では、行政の動向に注視しながら、会員の皆様を始め、地元企業の皆様に必要な情報を提供するとともに、労務関係及び安全衛生関係の講習会を充実し、会員や地域企業の役に立つ事業を行っていくように努めてまいります。

引き続き、東京労働局、三田労働基準監督署、ハローワーク品川はじめ関係行政機関の皆様、また、会員の皆様の温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに会員企業の益々のご発展と皆様のご健勝を お祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



三田労働基準監督署署長 雨森 哲生

令和6年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げま す。

三田労働基準協会並びに会員の皆様には、昨年は、 当署の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚 く御礼申し上げます。本年も、どうぞよろしくお願 い申し上げます。

昨年は、ウイズコロナ時代の幕開けとなり、ほぼ 制限なしの生活、事業活動、経済活動の正常化、イ ンバウンド需要や個人消費が拡大しました。それと ともに三田労働基準協会の会員の皆様のご意見を直 接伺う機会も増えてきました。

また、昨年、新たな東京のランドマークとなった 麻布台ヒルズ、虎ノ門ヒルズ、完成が待ち遠しい高 輪ゲートウエイ駅周辺地域の再開発等、唯一無二の ものが続々と登場するなど日本経済の中心のひとつ である港区の躍進は目を見張るところがあります。

その中で、港区で働く皆様が安心、安全に過ごすために必要なことは、より一層の生活水準の向上であると思っております。

日本経済新聞社の2023年冬のボーナス調査によると、一人当たりの支給額が1975年の調査開始以来過去最高となったそうです。しかしながら、毎月の賃金額は、まだまだ物価上昇に比べ低調と言わざるを得ません。さらなる日本経済の発展のためには、より一層の賃上げが必要不可欠であり、日本経済の中心的役割を担っている港区、そして港区に所在する三田労働基準協会の会員の皆様の肩にかかっているといっても過言ではありません。そして、その原動力になるのが労働力です。

三田労働基準監督署といたしましては、労働力の減少につながってしまう労災事故や過重労働による健康障害の発生を減らすことが極めて重要であると考え、様々な取組を推進していきます。働き方改革を進め、長時間労働を抑制していくための監督指導もそのひとつですし、これまで時間外労働の上限規制が猶予されていた建設業や自動車運転業務に対して本年4月より適用されることについて、対象企業に対する支援や助言を行うこともそのひとつです。

松岡会長をはじめ、会員の皆様には、本年も引き 続き三田労働基準監督署の業務運営にお力添えをい ただきたく、よろしくお願い申し上げます。

末筆になりましたが、三田労働基準協会の益々の ご発展と、会員の皆様のご健勝、ご繁栄を心から祈 念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2023」表彰式開催

東京労働局は公益社団法人東京労働基準協会連合会との共催による「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2023」の優秀作品等を決定し、令和5年12月1日に表彰式を開催しました。 安全部門、労働衛生部門合わせて573件の応募がありました。

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2023」 受賞者一覧

● 優秀作品賞 (4名)

部門	受賞者氏名	宣言	受賞者所属事業場	
安全	樋口幸典	樋 口 幸 典 いつもの職場に小さな異変 気づいた今が事故防止		
女生	本 橋 由 旭	先を読め!このまま放置どうなるか	社会福祉法人東京老人ホーム	
)\(\alpha \) [[] [] [] [] [] [] [] [] []	粕 谷 佳 子	まずは睡眠、食事、適度な運動 3点セットで健康管理	栗原工業株式会社 東京本店	
労働衛生	蘆 雨 晨	「休暇」、「給水」、「休憩」 サンキュウの心を大切に	多摩冶金株式会社	

奨励賞(2名)

部門 受賞者氏名		名	宣言	受賞者所属事業場	
安 全	本間	愛	美	シェアしよう 不安に感じたその作業 会話がつくる安全意識	株式会社寺岡製作所本社
労働衛生	楠植	と 陽	子	心と体、両方揃ってこそ本当の健康! 職員のメンタルヘルスケアも心掛けます!	江東信用組合

敬称略、部門順(同部門の中では受賞者氏名の50音順)

令和5年度 2023年12月1日 ▶ 2024年4月30日

生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全 衛生法により 雇入れ時 教育

職長等 教育

技能講習

特別教育

などが義務づけられています。





正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底 するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情 報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向 上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の 対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要な教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に 準備を進めて着実に実施しましょう。

主唱:中央労働災害防止協会 後援:厚生労働省

令和5年度安全衛生教育促進運動実施要領(版料)

1 趣 旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性 を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものである。特に、 労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する 特別教育等(以下「法定教育」という。)の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害 を防止する上で極めて重要である。

令和5年度においては、騒音障害防止対策の管理者選任時の教育の実施や、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習(令和6年1月1日から開始)、テールゲートリフターの操作に係る特別教育義務化(令和6年2月1日より適用)などが法令等により新たに定められた。また、化学物質の自律的な管理への移行においては、令和6年4月1日より化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任が義務化されるが、選任には必要な講習を受けることとなっている。

事業場の安全衛生水準の向上と自主的な安全衛生活動の取り組みのためには労働者の安全・健康に対する意識の定着が重要である。経営トップや安全衛生に係る管理者、作業者等、各層に応じた知識と技能の習得の機会は法定教育に加えて法定外の教育も欠かせない。

事業者は、教育・研修の対象者が増える年度初めに向け、計画的に準備を進めて着実に実施していただきたい。安全衛生教育の重要性を改めて認識し、各事業場にその実施を積極的に促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

2 実施期間

令和5年12月1日から令和6年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に!」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後 援

厚生労働省

5



が変わりませ

2024年4月から

イ 詳しくは裏面や 厚生労働省ホームページ もご覧ください!

労働契約の締結・更新のタイミングの 労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング

新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時

1. 就業場所・業務の変更の範囲

有期労働契約の締結時と更新時

2. 更新上限 (通算契約期間または更新回数の上限) の有無と内容

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に**あらかじめ**説明することが必要になります。

3. 無期転換申込機会

無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時 4. 無期転換後の労働条件

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態 に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約 労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めの ない労働契約 (無期労働契約) に転換する制度です。

全ての労働者に対する明示事項

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の**締結と**有期労働契約の**更新のタイミングごと**に、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」^{*1} についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者に**あらかじめ** (更新上限の新設・短縮をする**前**のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと*3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと*3に、無期転換後の労働 条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
- ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに 関する基準)
- ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、 今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
- ※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。
- (注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → **厚生労働省ウェブサイト (①)**
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト (②)
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
 - → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署(③)













令和4年度 石綿による疾病に関する 労災保険給付などの請求・決定状況

厚生労働省は、令和4年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の確定値を 取りまとめ公表しました。

石綿による疾病で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事による ものと認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付の対象となります。「労災保険給付」の令和 4年度の請求件数(肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚)は1,361件(前年度比83件増、6.5% 増)、支給決定件数は1,079件(前年度比67件増、6.6%増)で、請求件数・支給決定件数ともに、昨年度と 比べやや増加しました。

また、石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効(5年)によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。「特別遺族給付金」の令和4年度の請求件数は132件(前年度比413件減、75.8%減)で、支給決定件数は170件(前年度比139件増、448.4%増)でした。

労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分) (件)

_						(円)
区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肺がん	請求件数	417	443	408	527	566
	決定件数	437	420	385	403	510
	うち支給決定 件数(認定率)	376 (86.0%)	375 (89.3%)	340 (88.3%)	348 (86.4%)	418 (82.0%)
	請求件数	649	677	615	658	696
中皮腫	決定件数	565	662	633	601	616
干 /文/建	うち支給決定 件数(認定率)	534 (94.5%)	641 (96.8%)	607 (95.9%)	579 (96.3%)	597 (96.9%)
	請求件数	35	28	20	33	22
良性石綿胸水	決定件数	37	29	22	24	19
	うち支給決定 件数(認定率)	34 (91.9%)	27 (93.1%)	22 (100.0%)	22 (91.7%)	18 (94.7%)
	請求件数	68	56	42	60	77
びまん性	決定件数	58	61	56	72	57
胸膜肥厚	うち支給決定 件数(認定率)	53 (91.4%)	50 (82.0%)	47 (83.9%)	63 (87.5%)	46 (80.7%)
	請求件数	1,169	1,204	1,085	1,278	1,361
計	決定件数	1,097	1,172	1,096	1,100	1,202
	うち支給決定 件数(認定率)	997 (90.9%)	1,093 (93.3%)	1,016 (92.7%)	1,012 (92.0%)	1,079 (89.8%)

「特別労働相談受付日」の相談結果

~ 「長時間労働・過重労働」に関する相談が80件(15.7%)で最多~

厚生労働省は、毎年11月を過重労働解消キャンペーン月間と位置づけ、その一環として11月3日 (金、祝日)に実施した特別労働相談受付日における相談結果を公表しました。

特別労働相談受付日においては「過重労働解消相談ダイヤル」及び「労働条件相談ホットライン」で労働相談を受付け合計で509件の相談が寄せられました。労働相談では、「相談者に労働基準法や関係法令の規定、解釈について説明」、「違法性が疑われる事業場の情報について情報提供として受理」、「相談内容に応じ、他の行政機関等を紹介」などの対応を行いました。

【相談結果の概要】

相談件数 合計509件		■主な相談者の属性	
■主な相談内容		労働者	372件(73.1%)
長時間労働・過重労働	80件(15.7%)	労働者の家族	71件(13.9%)
賃金不払残業	61件(12.0%)	その他	66件(13.0%)
パワハラ	55件(10.8%)	■主な事業場の業種	
賃金不払(賃金不払残業除く)	46件 (9.0%)	その他の事業	58件(11.4%)
休日・休暇	31件 (6.1%)	保健衛生業	49件(9.6%)
		商業	44件(8.6%)

【相談事例】

▶長時間労働

建設業【労働者の家族】

- ・息子が毎日5時間残業しており、月の残業時間が100時間に及んでいる。
- ・PCログにより労働時間管理が行われているが、会社から指示された残業時間の上限では到底終わらない業務量が与えられており、仕方なくPCをオフにして業務を続けている。

▶長時間労働・賃金不払残業

保健衛生業【労働者】

- ・タイムカードへの終業時刻の打刻後に2時間程度業務をさせられており、実際の残業時間は60時間 に及んでいるが、20時間分の残業代しか支払われていない。
- ・諦めて、残業の申告を一切してない職員もいる。

▶休日・休暇

建設業【労働者】

・5年程度勤務し8割以上出勤しているが、社長から「うちに年次有給休暇はない」と言われ、請求できない。

令和4年 東京都内の労働基準監督署における 定期監督等の実施結果

72.9%の事業場に法違反の改善指導を実施

東京労働局は、令和4年に管内の18労働基準監督署(支署)が実施した定期監督等(※)の結果について取りまとめ、公表しました。

●定期監督等の実施結果のポイント

1 定期監督等の実施事業場数:

15,160事業場

このうち、11,050事業場(全体の72.9%)で労働基準関係法令違反あり。

2 主な違反内容

(1) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの: 3,550事業場(23.4%)

(2) 健康診断の実施に関する違反があったもの:

2,368事業場(15.6%)

(3) 違法な時間外労働があったもの:

2.215事業場(14.6%)

労働基準監督署では、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を実施し、法違反などを確認した場合は是正・改善を指導しています。また、重大・悪質な違反に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

※定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施 する検査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反などがあれば是正・改善を 指導します。

表 1 定期監督等実施事業場数

労働基準関係法 定期監督等実施 令違反があった B/A (%) 事業場数 (A) 事業場数 (B) 合計 15,160 11,050 72.9% 製造業 1.114 901 80.9% 鉱業 0 0.0% 1 建設業 7,814 5,455 69.8% 73.2% 運輸交通業 313 229 貨物取扱業 56 33 58.9% 農林業 23 19 82.6% 畜産・水産業 1 0 0.0% 商業 1.550 76.8% 2,018 金融広告業 244 163 66.8% 映画・演劇業 80 71 88.8% 通信業 29 16 55.2% 教育研究業 418 316 75.6% 保健衛生業 607 493 81.2% 接客娯楽業 737 615 83.4% 清掃・と畜業 209 158 75.6% 官公署 1 1 100.0% その他の事業(注) 1,495 1,030 68.9%

表2 主な違反事項別事業数

①労働基準法違反

労働条件明示(15条)	1,478
賃金不払(23・24条)	458
労働時間(32条)	2215
休憩(34条)	371
休日(35条)	147
割増賃金(37条)	2,032
就業規則(89条)	976
賃金台帳(108条)	1,410

②労働安全衛生法違反

安全衛生管理体制 (10~19条(14条を除く))	910
作業主任者(14条)	535
安全基準(20~25条)	3,550
衛生基準(20 ~ 25条)	332
特定元方事業者・注文者 (30・31条)	1,137
定期自主検査(45条)	189
作業環境測定(65条)	112
健康診断(66条)	2,368

注 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

ハローワークしながわ

インフォメーション

事業主の皆様へ

学厚生労働省 ひとくらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

年収の壁対策として 労働者1人につき最大50万円助成します!

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。

事業主の皆様の 人手不足の解消へ!



- 〇労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に、 労働者1人につき最大50万円を助成します。
- ○支給申請の事務手続きも簡単になりました。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	^{1年目} 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう 手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として 社会保険料の算定対象としません。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	_	
3時間以上 4時間未満	5 %以上	2050
2時間以上 3時間未満	10%以上	30万円
1 時間以上 2時間未満	15%以上	

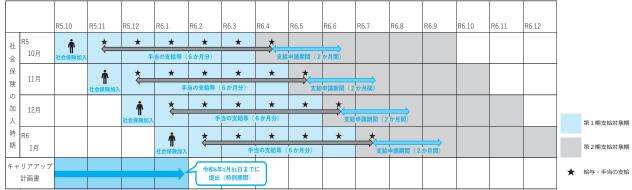
- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、 2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。
- ※<u>令和5年10月1日から令和8年3月31日まで</u>の間に<u>新たに社会保険の適用となった労働者</u>が対象です。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう!

<u>2024(令和6)年1月31日まで</u>に取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合



- (※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。
- (※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画書を提出してください。

11

対象となる労働者をチェックしましょう!

雇用している短時間労働者の中に、2023(令和5)年10月以降、

新たに社会保険の被保険者の要件※1を満たす方はいますか。 はい いいえ その労働者は、以下の①、②の**両方に**該当する方ですか。 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。 ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入して いなかった。 いいえ はい **その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所** 定労働時間を一定時間延長すること※2ができますか。 はい いいえ その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当 ※3等の支給後の働き方について、労使で話し合い を行う予定ですか。 はい いいえ その労働者は、社会保険加入日から1 年が経過した時点で、労働時間の延長 ができる見込みですか。 いいえ はい

(2)労働時間延長 メニュー

(1)(2)0併用メニュー (1)手当等支給 メニュー

本助成金の 支給要件には 該当しません。

- ※1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間 以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所 定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する 等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当(標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長 2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当)
- キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄の ハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先は 働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口(フリーダイヤル・無料)

oo 0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15



12

協会定はり

令和5年度 港地区健康と安全推進大会

令和5年11月14日(火)、港区芝5-35-3ハローワーク品川4階、5階において、「令和5年度港地区健康と安全推進大会」が実施されました。新型コロナ感染症の感染症法上の位置づけが第5類に移行されたため、4年ぶりに第1会場の参加人数を制限しないで開催しました。

第1会場は、第1部において、三田労働基準監督署 雨森哲生署長の開会挨拶、港区役所副区長 野澤靖弘様の来賓挨拶に続き、今年度東京労働局長賞、奨励賞を受賞された西松建設株式会社関東土木支社様をご披露したあとに、三田労働基準監督署長表彰が行われ安全衛生活動に実績を上げた4名の方が表彰されました。当協会では理事を長年務めた山田倉庫株式会社の山田真子様が個人賞を受賞されました。

第2部においては、東京労働局長表彰を受賞された西松建設株式会社関東土木支社菅野竜太様から「現場の安全対策への取り組み」と題して事例発表が行われたあと、企業の統括産業医を務める傍ら東京産業保健総合支援センター相談員をされる内田和彦様の特別講演「働き方の変化に応じた産業保健活動の在り方」が行われ、参加者が熱心に耳を傾ける姿が見られました。

第2会場では、みなと保健所、港区医師会・港地域産業保健センターによる健康相談、一般社団法人労働 保険協会による骨密度測定が行われました。

多くの団体の皆様のご協力をもちまして、大会は成功裏に終了しました。

●三田労働基準監督署長表彰 受賞者

一般事業場賞 三菱HCキャピタル債権回収株式会社

有期事業場賞 大成建設株式会社 銀座線新橋駅改良土木工事

個人賞 丸山 友久 建設業労働災害防止協会 東京支部安全指導者

個人賞 山田 真子 一般社団法人三田労働基準協会 理事

東京労働局長賞 受賞者(当大会で披露)

奨励賞 西松建設株式会社 関東土木支社 虎ノ門地下歩道その2工事



主催者代表雨森署長挨拶



事例発表を行う菅野竜太氏



受賞者の皆様



特別講演を行う内田和彦先生

[協会だより]







骨密度測定を受ける参加者

港区中小企業優良従業員表彰式が行われました

さる2023年11月15日、令和5年度「港区中小企業優良従業員表彰式」が札の辻スクエアで行われ、当会 推薦の会員事業場から次の2名の方が表彰されました。

> 株式会社東京ロジステック小林徳市運送 高 橋 桃 子 様 日工建設株式会社 大 草 克 哉 様

この表彰は「中小企業の発展に貢献した成績優秀な従業員を表彰し、その功績をたたえることにより勤労 意欲の増進を図り後進の模範とし、中小企業の発展と港区の産業振興に資すること」を目的として昭和36 年から続いているものです。

式典は港区商店街連合会会長臼井浩之審査委員長の開会挨拶後、武井雅昭区長から19名(5名欠席)の優良従業員の皆さんに一人ずつ表彰状が授与されました。

受賞者全員の記念写真撮影後に懇親会が行われ、受賞者代表の方々から今後も業務に邁進し会社の発展に 尽くしますとのスピーチがあり、港区職員、審査委員、受賞者らが歓談し、和やかな時間が過ぎてゆきました。

(表彰審査委員:三田労働基準協会 宮崎記)

優良従業員表彰式



(株)東京ロジステック 小林徳市運送 高橋桃子様



武井区長と受賞者で記念撮影



日工建設(株) 大草克哉様

講習会等のご案内企画中の講習会からご紹介します。

| 1 行政関連の講習会|

● 無料 衛生管理者等支援講習会 2月8日(木)

【オンライン開催】

衛生管理者や衛生管理者が所属する部署の責任者を対象として、業務の参考としていただくため、具体的 な衛生管理活動の進め方の講演を行います。

2 協会企画講習会

(1)資格関係

有器 衛生管理者受験準備講習会(第5回) 2月14日(水)~16日(金)

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1 階研修センター

生管理者試験を受験する方のための受験準備講習会です。実務経験豊富な講師(労働衛生コンサルタント) が、重要ポイントの説明や公開過去問の解説など懇切丁寧に指導します。資格者の養成、人事異動等に備え ての有資格者の補充、労働者のスキルアップにご利用下さい。

● 有料 衛生推進者養成講習(第3回) 3月12日(火)

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1 階研修センター

常時10人~49人の労働者を使用する非工業的業種の事業場では、労働安全衛生法第12条の2により、一 定の実務経験者等から「衛生推進者」を選任し、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

(2) 労務管理関係

● 有料 法改正セミナー 2月5日(月)

【会場】渋谷区立商工会館 2階大研修室

労働・社会保険関係法令の改正をチェックしましょう。今後の労働法の動向についても専門家が解説いた します。

● 有料 どうする!建設業・運輸業の2024年問題の労基署対応 2月14日(水)

【会場】大田区民ホールアプリコ 小ホール

「働き方改革」により労働基準法が改正され、2019年に、罰則付き時間外労働の上限規制が施行されました。 直ちに適用するのは困難と判断された運送業・建設業・医師等には5年の猶予が与えられましたが、2024 年は5年経過により猶予が終了します。

● 有料 年度替わり時期に必要な労働関係手続きを学ぶ 2月21日(火)

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1 階研修センター

年度替わりは人事異動の時期であり、また、労働基準法等に定める各種手続の更新・実施の時期でもあり ます。36協定の届出はもとより、育児・介護休業法など各法律改正に伴う就業規則の変更、人事異動によ る資格者の選任届などが必要になります。3~4月に集中する労働関係の手続などを法改正に対応して専門 家が解説します。

有料 36協定集中講座 3月4日(月)

【会場】渋谷区立商工会館 2階大研修室

残業時間の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。労働基準監督署に36協定書を提出するに 当たり留意すべき事項をベテラン講師が分かりやすく解説します。

● 有器 新入者等安全衛生教育担当者の研修会 3月13日(水)

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1 階研修センター

※詳しくは、当協会HPをご覧ください。(開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載 いたしますので、ご確認お願いします。)

令和6年度┈┈



公益財団法人 安全衛生技術試験協会 関東安全衛生技術センター

所在地 〒290-0011 千葉県市原市能満2089番地

0436(75)1141(代) 電話

FAX0436 (75) 1096

「関東安全衛生技術センターホームページ」 https://www.kanto.exam.or.jp/



関東安全衛生技術センターで行う免許試験(学科)の日程は以下のとおりです。

免許試験(学科)日程

試験の前に説明を行いますので、試験開始時刻の15分前までに入室してください。

学科 対験の種類 令和6年 令和7年 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 特級ボイラー技士 5 5 5 23	試験 開始 時刻 10:00	試験 終了 時刻
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 特級ボイラー技士	時刻	
特級ボイラー技士 24		時刻
	10:00	
		16:10
	12:30	16:30
二級ボイラー技士 10 30 13 10・24 7 26 16 12 11 10 4・26 5	13:30	16:30
★特別ボイラー溶接士 27 24	13:30	16:00
★普通ボイラー溶接士 27 24	13:30	16:00
ボイラー整備士 12 2 19	13:30	16:00
☆ 限定なし 18 17 19 23 20 11 9 7 3 21 27 6	40.00	46.00
運 2 転 プ クレーン限定 18 17 19 23 20 11 9 7 3 21 27 6	13:30	16:00
- 	13:30	16:00
デ 床上運転式限定 18 23 9 ドンプラス 限定免許解除試験 9	13:30	14:45
★ 移動式クレーン運転士 23 4 4 6 17 13	13:30	16:00
★ 揚 貨 装 置 運 転 士 12 3	13:30	16:00
発 破 技 士 6	13:30	15:30
ガス溶接作業主任者 5	13:30	16:30
林業架線作業主任者 5	13:30	16:30
第一種衛生管理者 5 9 11 11 1 3 8 13 4 14 2 7		
17	13:30	16:30
高圧室内作業主任者 15	12:30	16:30
エックス線作業主任者 21 9 18 21 31 4	12:30	16:30
ガンマ線透過写真撮影作業主任者 15	12:30	16:30
潜 水 士 4 17 25 16 12	12:30	16:30

- (注) ★印の試験は、学科試験合格後に実技試験を行います。① 受験資格は各免許試験ごとに異なりますので、詳細は「免許試験受験申請書とその作り方」(冊子)をご覧ください。
- ② 障がいのある方で受験に際し特別な配慮を希望される方は、受験申請書を提出する前に当センターにご相談ください。

みなと みた 令和6年1月号 令和6年1月15日発行(年6回発行) 第28巻第1号通巻第161号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692 URL http://www.mita-roukikyo.or.jp

[編集協力]労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710